

2020年6月
No.20-082a(全)

新型コロナウイルス感染症検査の 弊社の対応状況について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、未だに収束しない新型コロナウイルス感染症ですが、当社における現時点(2020年6月10日現在)での新型コロナウイルス感染症検査の対応状況につきまして、次頁のとおりご案内させていただきます。

何卒ご理解のほどお願い申し上げますとともに、一刻も早い事態の沈静化をお祈り申し上げます。

敬具

新型コロナウイルス感染症検査の弊社対応状況

■ SARS-CoV-2 核酸検出(新型コロナウイルス PCR 検査)について

- 行政検査*として行われている医療機関からの PCR 検査を受託いたしております。
 - * 行政検査として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施する医療機関は次のいずれかとなります。
 - ・ 感染症指定医療機関
 - ・ それ以外の医療機関で感染症法第 19 条又は第 20 条に基づき入院患者が入院している医療機関
 - ・ 帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関
- 上記以外の医療機関からの自費検査は受託しておりません。

■ 唾液による SARS-CoV-2 核酸検出(新型コロナウイルス PCR 検査)について

- 現在、鼻咽頭ぬぐい液のみ受託しています。
- 唾液による PCR 検査は、現在、受託に向けて信頼性や採取・搬送方法について検討中です。
- 唾液による PCR 検査については、下記事項をご了承頂く必要がございます。
 - ・ 適用は発症から 9 日間までの唾液での PCR 検査で、無症候の方は適用外です。
 - ・ 鼻咽頭ぬぐい液陽性の患者の唾液検体 85～93%前後で陽性となります。
 - ・ 発症後 10 日目以降の唾液については、ウイルス量が低下することが知られています。
 - ・ 唾液は、指定容器に 1～2 mL 採取いただき、三重梱包容器でご提出いただきます。

※唾液による PCR 検査も、行政検査*として行われている医療機関からのみの受託となります。

■ その他の新型コロナウイルス感染症検査について

- 先般、新型コロナウイルス抗体検査(SARS-CoV-2 Total 抗体《ECLIA》)の受託を開始しました。なお、抗体検査については、臨床現場での利用の仕方や結果解釈についての見解は定まっておらず、現時点では保険未収載です。
 - ・ SARS-CoV-2 感染(PCR 陽性)および感染を強く疑う患者検体(PCR 検査を保健所や PCR 検査所へ紹介する必要がある患者検体)は受託出来ません。
 - ・ 検診など上記以外の症例を対象とする場合は、通常検体の取り扱いにて検査をお預かりいたします。
 - ・ また、受託検体数により、所要日数内でご報告出来ない場合もございますので、予めご了承下さい。

- 5 月 13 日に保険収載されました新型コロナウイルス抗原検査は、当初、新型コロナウイルス抗原診断キットの供給先ごとの優先順位等が定められていましたが、6 月 8 日付で廃止され、当該キットの供給を希望する行政検査委託契約締結している(あるいは締結を予定している)医療機関等は、各地域の販売代理店等に連絡することとなりました。
(診療報酬:実施料 600 点、免疫学的検査判断料:144 点)

※当該キットを用いた抗原検査は、引き続き、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査として行うこととなりますので、都道府県等と検査を実施する医療機関との間で委託契約する等の必要があります。

以上